

## 新型コロナウイルス感染症に関連した「法務大臣メッセージ」

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの人権110番** ☎0570-003-110

いじめ・虐待(ごやくだい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの人権110番** ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権ホットライン** ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

**インターネット受付** インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

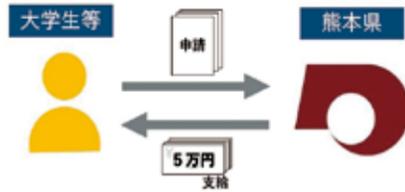
パソコン、スマートフォン共通

## 熊本県からのお知らせ

### 生活困窮大学生等のための給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている大学生などを支援する給付金です。給付の要件や申請方法の詳細は県ホームページをご覧ください。

- 対象者 県内の大学等または県内高校などの出身で県外の大学などに在籍している方
- 給付要件 対象者の生計維持者が住民税非課税であること
- 給付額 一律5万円
- 申請期間 令和2年9月15日まで



(熊本県ホームページ)

問 県生活困窮大学生等給付金窓口 ☎0967-62-2158

### 新型コロナウイルス感染症予防に根拠のある商品はありません!

新型コロナウイルス感染症の予防に効果があると言って商品を勧められたという相談が消費生活センターに寄せられています。新型コロナウイルス感染症に対する予防効果に客観的、合理的な根拠のあるサプリメント、食品や商品はありませぬ。そのような勧誘や広告にはご注意ください。

悪質な勧誘や消費者トラブルでお困りの場合は、各市町村消費生活センターまたは県消費生活センターまでご相談ください。

問 熊本県消費生活センター ☎096-383-0999

問 住民福祉課 福祉係 ☎62-2911 (直通)

※ご不明な点は住民福祉課までお問い合わせください。

**例**

令和2年6月30日に期限が満了する受給者について、同年の6月1日以降の更新申請を予定していた場合。

- 本来診断書の提出が必要であった受給者
- 令和3年6月1日以降の申請時(次回)に提出
- 本来診断書の提出が不要であった受給者
- 令和4年6月1日以降の申請時(次々回)に提出

- Q3** 診断書の提出は2年に一度とされている。本来当該期間に診断書が必要であった方、不要であった方とそれぞれ取り扱いに違いがあるが、どんな取り扱いになるのか。
- A3** 診断書が必要であった方、不要であった方それぞれの本来提出する時期を1年遅らせることとなります。

**Q2** 自己負担上限管理表の記入欄が埋まっているがその場合はどうするのか。

**A2** 指定医療機関に対して、現在お持ちの受給者証に上限管理票を貼り付けてもらうように依頼しています。

**Q1** 有効期間を延長するのに、何か手続きは必要ですか。

**A1** 手続きは不要です。現在お持ちの受給者証をそのまま使用できます。県、町及び医療機関等において有効期間を読み替える対応をします。

**Q1** 有効期間を延長するのに、何か手続きは必要ですか。

**A1** 手続きは不要です。現在お持ちの受給者証をそのまま使用できます。県、町及び医療機関等において有効期間を読み替える対応をします。

**Q1** 有効期間を延長するのに、何か手続きは必要ですか。

**A1** 手続きは不要です。現在お持ちの受給者証をそのまま使用できます。県、町及び医療機関等において有効期間を読み替える対応をします。

**Q1** 有効期間を延長するのに、何か手続きは必要ですか。

**A1** 手続きは不要です。現在お持ちの受給者証をそのまま使用できます。県、町及び医療機関等において有効期間を読み替える対応をします。

**Q1** 有効期間を延長するのに、何か手続きは必要ですか。

**自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの皆様へ**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証の有効期間を1年間延長します。

このため、対象の方については自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新申請は不要となります。

※新規・変更等は従来通り申請が必要です。

**【対象者】** 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方

**こんなときは??**

### 通帳やマイナンバーなどは絶対に教えない! 渡さない!

- インターネット通販でのトラブルに気を付けましょう。
- 注文した覚えのない商品が届いたら、受け取りや支払いをしないようにしましょう。
- 知らない所からの、メールやSMS、電話等での暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーは「絶対に教えない! 渡さない」ようにしましょう。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合、また「怪しいな?」と思ったら、すぐに最寄りの消費生活相談室等へ相談しましょう。

★トラブルや困りごとは消費生活相談室まで気軽にご相談ください。

問 消費者生活相談室 ☎62-1111 (内線167)

### 国民年金被保険者の方へ



年金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより国民年金保険料免除、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となります。なお、申請書は必要な添付書類とともに、高森町役場または年金事務所へ提出してください。
- ※書類を直接提出していただくことも可能ですが新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からできる限り郵送による手続きをご利用ください。
- 詳しくは下記の年金事務所までお問い合わせください。

問 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503